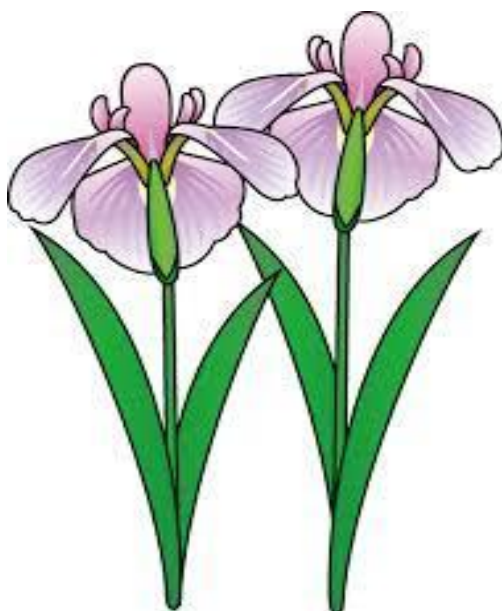


令和 7 年度

いじめ防止基本方針



花菖蒲：花言葉「優しい心」

大穂学園つくば市立前野小学校

(2025. 04. 01 版)

目 次

1	いじめとは－基本認識－	1
2	いじめ問題への組織対応	4
3	いじめの未然防止のために	5
4	いじめの早期発見のために	6
5	いじめ発見から解決までの取組	7
6	いじめの重大事態への対応について	10
7	いじめ対策年間計画	12

1 いじめとは（基本認識）

1 「いじめ」の定義

文部科学省の定義によると、「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされています。さらに、起こった場所は「学校の内外を問わない」とされています。

これを踏まえると、個々の行為が「いじめ」に当たるかは、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う必要があることとなります。また、「いじめ」という行為には、①一人又は集団で、特定の者に対して暴力を振るったり、仲間はずれにしたり、集団による無視などを繰り返したりして、長期にわたり相手に精神的、肉体的な苦痛を与える行為という側面と、②いじめは、相手に大きな苦痛を与え、人権を侵害する行為であるばかりでなく、本人自身の心身の健全な発達をも阻害するものであり、児童生徒の人格形成上見逃すことのできない大きな問題である、という側面があります。

2 「いじめ」に該当する具体的な内容

いじめに該当すると思われる内容は、大きく4つの面から捉えることができます。

① 肉体的苦痛を与えるもの

殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、倒す、閉じ込める、たたく、髪の毛を引っ張る、水や泥をかける、プロレスごっこの強要、つねる、けんかをさせる、火を押し付ける、鉛筆やコンパス・画鋏などを突き刺す 等

② 精神的苦痛を与えるもの

ア. 無視 話しかけない、返事をしない等

イ. 嫌がらせ 物を隠す、汚す、壊す、冷やかす、からかう、嫌がるあだ名で呼ぶ、落書きをする 悪いうわさをながす、いたずら電話をする、使い走りさせる、質問を強要する 発言に故意に反論する、親切の押し付けをする、携帯やパソコンから悪質なメールを送る等

ウ. 言葉によるもの 相手の嫌がる言葉で攻撃する

（キモイ、ウザイ、デブ、バイキン、ぶた、不潔、死ね、等）

エ. 仲間外れ 集団に入れない、そばに近寄らない、一緒に行動を取らせない、みんなでにらむ 暴言を吐く 等

③ 犯罪行為

金品の強要、万引きや窃盗の強要暴力（殴る・蹴る） けがを負わせる等

④ 性的ないじめ

服を脱がす、抱きつかせる、性的行為の強要等

3 新しいタイプのいじめ

旧来型のいじめは、いわゆる「いじめられやすいタイプ」の児童・生徒が、学級集団や部活動集団の中でいじめられるという、比較的発見しやすいタイプのものが多かった。これは、集団の中で「仲裁者」を育てることや、「傍観者」や「観衆」を作らないことで対応することができた。

しかし、現在の児童生徒には、必要以外の人とはあまり関わらない傾向が見られ、少人数の仲間の中では濃密な関係が醸成されることが増えてきた。濃密な人間関係の中では、グループ内に向かっては強い「同調圧力」がかかり、グループ外に対しては強い「無関心圧力」が生じる。また、現在の児童生徒は、孤立を恐れて居場所を確保しようとするため、グループ内ルールには強く反応する。そのため、新しいタイプのいじめが出現してきている。

① 仲良しグループ内いじめ

これは、数人で形成される仲良しグループ内でおきるいじめである。自分たちのグループの約束（「より良くしよう」などという理由）を決め、守れない子を「鍛える」「直してあげる」などとして制裁を加え、実質的には、いじめをしていることになるタイプである。グループ内の結束を固めるために自分たちの中でイベントを考え、社会の常識を越えた行動をしてしまうこともある。グループに所属する限り参加しないことは不可能である。

② 遊び型いじめ

これは、一見仲の良いグループ内で、ふざけ合いが行われているように見えるが、実は深刻な状況に陥っているタイプである。孤立を恐れるあまり、グループ内での自分の「キャラ」を演じ、グループ内の「空気を読む」ことで無理に「ノリ」よく行動し続け、不当ないやがらせを受け続けても笑顔でしのぐ。

いじめられている児童生徒以外の仲間は、当人が笑顔でいるため、苦しんでいることに気づかない。そして、限界に達したところで悲惨な出来事が起こる。前日まで、にこにこ笑いながらじゃれ合っていた子が突然自殺したということになる。グループの「空気」や「ノリ」が最優先で動き、その子の「キャラ」だからとグループ内の子は納得するので、深刻な状況に気づくことができない。このタイプも、グループに所属する限り参加しないことは不可能である。

実は、これらのいじめは昔からあるものである。必要ない人との「関わりの希薄化」と、限定された仲間内の「濃密な人間関係の醸成」という、児童生徒の人間関係の変化により、出現率が増加してきたものである。旧来型に比べて「いじめ」の発見が難しいだけでなく、気づいたときには酷い状況であることが多い。

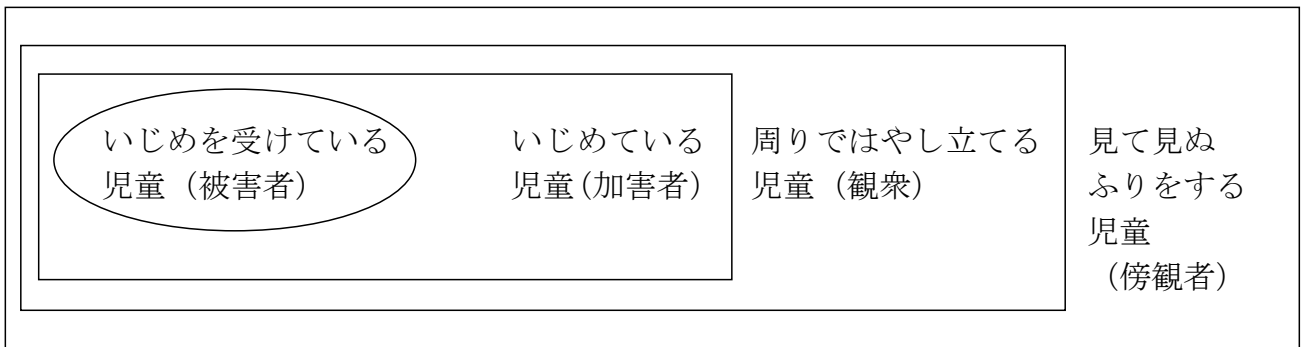
4 いじめと刑法の関係

「いじめ」の行為のほとんどは、法律に触れる犯罪行為でもあります。

い じ め の 態 様 例	暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする（被害者が13歳未満は、暴行や脅迫がなくても該当）	強制わいせつ罪 刑法176条
	水や泥をかける 叩く 殴る 蹴る 小突く 物をぶつける 胸ぐらをつかむ 押し倒す 髪の毛を引っ張る/切る つねる プロレスごっこ	暴行罪 刑法208条
	上記の行為等により、けがを負わす 火を押しつける	傷害罪 刑法204条
	言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す	脅迫罪 刑法222条
	性的行為を強要する 裸になることを強要する	強姦罪・強要罪 刑法177・223条
	インターネット上や黒板等において、実名を挙げて中傷する	名誉毀損罪・侮辱罪 刑法230・231条
	他人の持ち物を盗む 自分の欲しい物を、他人に盗ませる	窃盗罪 刑法235条
	金銭や物品を要求する	恐喝罪 刑法249条
	持ち物を壊す 捨てる 落書きする 服を破る（物の形状が元に戻らない程度）	器物損壊罪 刑法261条
	裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する 裸の写真をメールで送信する/インターネット上に掲載する	児童売春・児童ポルノ禁止法
	人を教唆（飛び降りろなどと言う）して自殺を促す	自殺教唆 刑法202条

※被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪 ← 下線部は、親告罪(注)

5 いじめの構造



いじめが発生するときには、所属する集団の児童生徒の間に「いじめの四層構造」ができあがっていることが多いと思われます。いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がおり、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立しています。いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる者も見て見ぬふりをする者も「いじめている人」に見えます。さらに、見て見ぬふりをしている児童生徒がおり、結果としていじめを黙認していることになります。

※観衆や傍観者の立場にいる児童も、結果としていじめを助長していることになる。

※いじめられた児童（被害者）といじめた児童（加害者）との関係は、立場が逆転する場合もある。

いじめが発見されるきっかけになる情報提供がある場合には、上の四層構造以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」がいる場合があります。この層は「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した児童生徒です。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えています。このいじめに対する批判層をどうやって育てていくかが、いじめ防止指導の課題です。

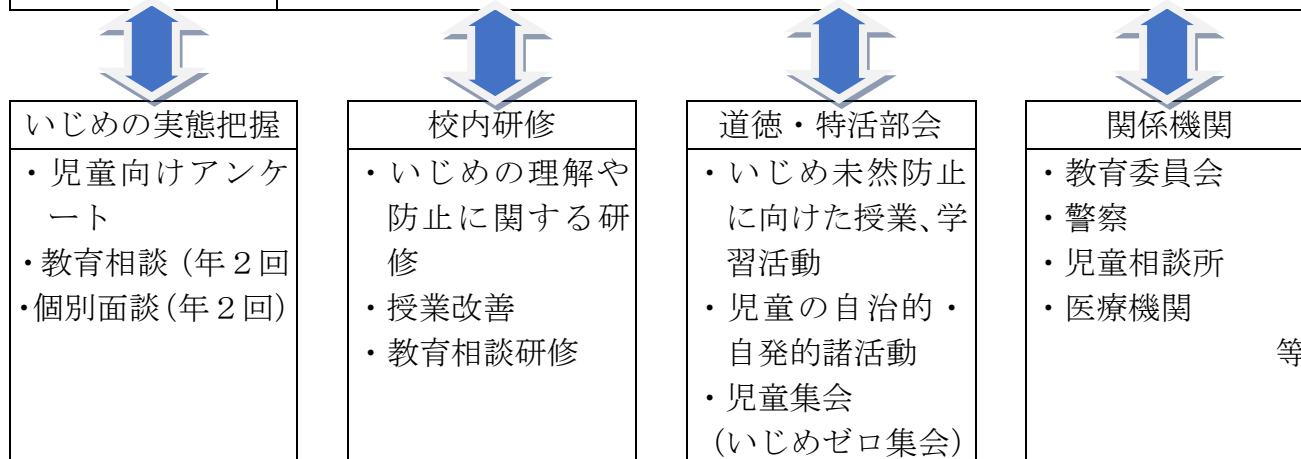
2 いじめ問題への組織対応

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まない。

- ・いじめ問題はチームで対応する。
- ・いじめ対策に同一步調で取り組む。
- ・問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。
※「問題解決」とは、実態把握→解決に向けた役割分担と対応→経過観察→検証
- ・時系列に沿って、経過の記録を学級経営簿、生徒指導の記録等にきちんと残す。
- ・Microsoft Forms 等を活用して、いじめの早期発見及び組織的な支援に努めるようにする。

<いじめ防止対策委員会の設置と実施>

いじめ防止対策委員会	
構成	・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・各学年担任 ・特別支援学級担任・養護教諭等
運営	・定期的な開催 ・緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時開催
内容	・いじめ対策の全体計画の検討・実施・点検 ・ケース会議 ・記録の集積



3 いじめの未然防止のために

学校生活の中では、児童同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことがないように、未然防止を図ることが何よりも重要である。したがって、「いじめを許さない子どもを育てる」必要がある。

<いじめが起きにくい学校風土・学級風土>

1 学級経営の充実

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う学級づくり
- ・児童の自治的、自発的活動を保障し、規律と活気のある学級づくり
- ・学級のルールや規範がきちんと守れるような学級づくり
- ・正しい言葉遣いができる学級づくり
- ・主体的に取り組む共同的な活動を通した「居場所づくり」や「絆づくり」

2 学習指導の充実

- ・UDを意識したわかる喜び、学ぶ楽しさを実感できる授業の充実
- ・児童同士の学び合いの重視
- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

3 道徳教育

- ・いじめを絶対にしない、させない、許さないという心情の育成
- ・だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公平・公正に接し、正義の実現に努めることの大切さに気付くことができる道徳指導の充実
- ・いじめを題材として取り上げる授業の実施

4 学級活動

- ・ソーシャルスキルトレーニングを行うことでトラブルなどの対処の仕方を学んだり、構成的グループエンカウンターを活用をしたりして、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。
- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合い、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

5 学校行事

- ・児童の自主的、自発的な活動を通して、自己肯定感や自己有用感を育成する。

6 児童会活動

- ・自分たちの問題として、いじめの未然防止や解決に取り組めるような児童会活動・児童集会を実施する。

7 家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し、積極的な連携を図る。

4 いじめの早期発見のために

<いじめを発見する手だて>

1 児童会が主体となった取り組み

- ・児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図るような自主的、自発的な活動に取り組めるよう支援する。

2 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から児童に指導する。
- ・学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭にも周知する。

3 アンケート調査

- ・いつでも相談できるアンケートフォーム（GIGA 端末内）「先生あのね」を実施する。児童が希望した教職員が話を聞く。速やかに組織で対応する。
- ・学校全体で2ヶ月に1回程度、計画的にアンケート調査を実施する。

4 教育相談を通じた把握

- ・学校全体として定期的な面談の実施や、児童が希望する時には面談ができる体制を整えておく。
- ・面談方法や面談結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

5 保護者や地域からの情報提供

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求める。

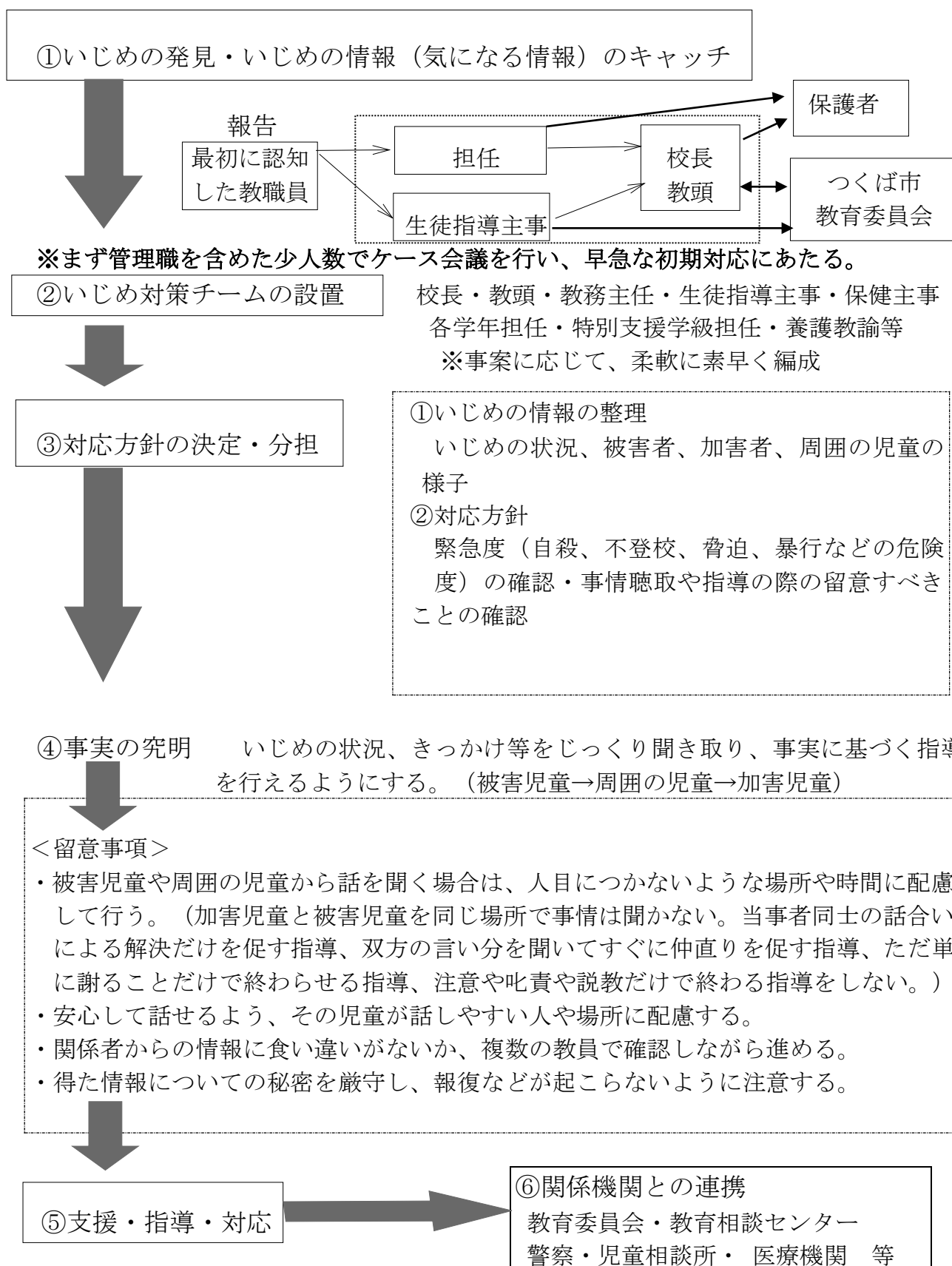
6 複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して児童に関わるようにする。
- ・休み時間の校内巡視を計画的に行う。

7 教師と児童との日常の交流を通じた発見

- ・学校の教育活動全体を通して、児童に関わることにより、発見の機会を多くする。
- ・各種調査（i-check 等）による点検を行い、潜在化したトラブル発見や担任の思い込みを避け、学級内の人間関係を客観的にとらえる。
- ・給食や休み時間などで児童との交流を行う。

5 いじめの発見から解決までの取り組み



＜いじめられた児童（被害者）への対応＞

- ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- ・児童の話にしっかりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- ・児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめた児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・自己肯定感の回復に向けて、授業、学級活動などでの活躍の場や友人との関係づくりを支援する。
- ・経過を見守り、面談等を引き続き行い、不安や悩みの解消に努める。

＜いじめた児童（加害者）への対応＞

- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・不平・不満、加害児童本人が満たされない気持ちなどをじっくり聞く。
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・被害者の辛さに気づき、自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのか内省させる。
- ・授業など様々な活動などで、プラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

＜他の児童への対応＞

- ・いじめは学級全体の問題として対応していく。
- ・いじめの事実を告げることは、いじめられている児童を救う立派な行為であることを伝える。
- ・周囲ではやし立てた児童や傍観していた児童も、関係者として事実を受け止めさせ、いじめられた児童はそのような態度をどう感じていたのかを考えさせる。
- ・いじめ発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせ、これからどのように行動したらよいか考えさせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けて、話し合いを深める。

＜保護者への対応＞（状況により家庭訪問を実施する）

○被害児童の保護者

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、これからの対応の方針を具体的に示す。
- ・経過をこまめに伝え、保護者から児童の様子についての情報提供も受ける。

○加害児童の保護者

- ・学校で把握した事実といじめられた児童の状況を、加害児童の保護者に正しく伝え、その場で加害児童にいじめの事実確認をする。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・事実を認めなかったり、「うちの子どもは首謀者ではない」など、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の

- 児童を思う信念等を示し、理解を求める。
- ・加害児童の保護者の精神的苦痛にも配慮する。

○保護者との日常的な連携

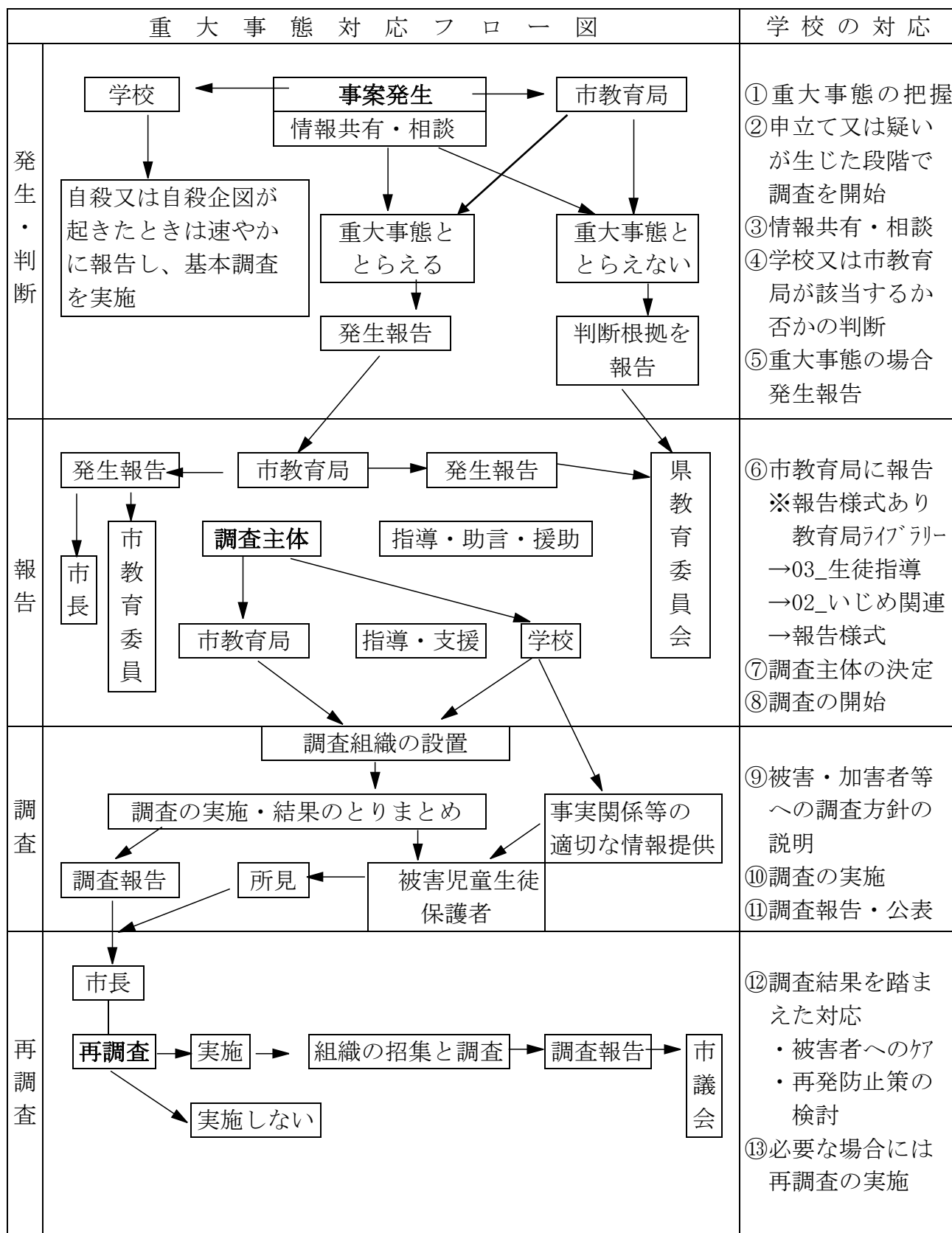
- ・年度当初から、おたより（学校・学年）や学級懇談会などで、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針などを周知し、協力と情報提供を依頼する。

<いじめによる自殺（自殺予告電話）への対応>

- （１）児童の自殺の連絡を受ける。
 - ・保護者からの連絡
 - ・周りの児童からの報告
 - ・教師の発見（救急車の依頼）
 - ・警察署、病院からの連絡
- （２）担任、学年主任、教頭が病院または、児童の自宅へ直行し、状況を把握する。治療中の場合は付き添う。
 - ・氏名、学年、保護者氏名、住所、状況（救命状況・症状・後遺症等）を把握し、記録する。
- （３）勤務時間外においても、職員緊急連絡網にて全職員が学校に直行する。
- （４）教育委員会等関係機関へ連絡する。
- （５）至急、児童に関する学級や学校のいじめの状況を確認する。
 - ・自殺児童の生活状況やいじめの状況把握（事情聴取、アンケート等）
 - ・いじめの事実と自殺の関連を的確に把握
- （６）緊急の全校集会を開催し、児童へ事実を伝える。
- （７）全校児童の心身のケアを行い、学校生活に支障がでないようにする。
- （８）保護者への適切な対応を行う。教頭または校長が出向き、説明する。
 - ・いじめの事実関係と原因について
 - ・学校の措置と今後の対応について
 - ・保護者への対応
- （９）関係機関（教育委員会、事務所、県教育委員会等）へ報告するとともに、警察へ連絡、相談する。
- （１０）マスコミへの対応は教頭または校長とし、他の職員は窓口を伝えるだけにし、憶測でものを語らない。
- （１１）場合によっては、臨時PTA総会を開催し、概要を説明するとともに、今後の学校経営やいじめへの対応について説明し、児童への指導について協力を依頼する。

※ 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（H22.3 文科省）

6 いじめの重大事案への対応について



《重大事態の定義》

- ・法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第 2 号）とされている。
- ・改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。なお、調査結果において、いじめと重大な被害との関係が一切認められないなどの結論に至った場合でも、そのことにより遡及的に重大事態に該当しないことになるわけではない。
- ・重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、学校の設置者又は学校として判断したということであり、各学校の設置者又は学校は、別添資料 1 に示す重大事態として扱われた事例等を参考としつつ、法第 23 条第 2 項や法第 24 条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する必要がある。なお、基本方針に記載のとおり、法第 23 条第 2 項や法第 24 条に基づく調査によりいじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められる。ただし、法第 23 条第 2 項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。
- ・不登校重大事態については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- ・いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合又は高等学校や私立の小中学校等を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。この点、当該児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うことが望まれる。
- ・学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に学校の設置者に相談を行い、その時点で把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。また、判断の参考とするため、弁護士等の専門家から助言を得ることも考えられる。

※法…いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

引用：いじめの重大事態の調査に関するガイドライン p, 12, 13（令和 6 年 8 月改訂版）文部科学省

7 いじめ対策年間計画

	活 動
4 月	・ 学年間の情報交換 ・ 家庭確認 ・ 指導記録の引継ぎ ・ 学校生活アンケート ・ いじめ対策（基本方針）に関する共通理解 ・ いじめ防止対策委員会編成 ・ 人間関係づくり、学級のルールづくり ・ 学校のきまりの共通理解
5 月	・ 縦割班活動（異学年交流）、授業内での人間関係づくり ・ 連休中の生活について ・ 大穂学園生徒指導連絡会 ・ 生活習慣の定着
6 月	・ 教育相談アンケート ・ いじめ防止集会 ・ 教育相談
7 月	・ 夏休みの生活について ・ 保護者との二者面談 ・ 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」
8 月	・ 気になる児童への電話連絡や家庭訪問などによる状況確認
9 月	・ 夏休み明けの児童の状況確認と必要に応じた教育相談の実施 ・ 学校生活アンケート
10 月	・ 新学期の学級での話し合い活動 ・ 運動会前の健康上留意する児童生徒の把握
11 月	・ 教育相談アンケート ・ あいさつ運動 ・ 教育相談
12 月	・ 人権週間（人権意識啓発活動） ・ 保護者との希望面談 ・ 学校のきまりの確認・見直し（冬の服装、荷物の置き方の確認） ・ 冬休みの生活について
1 月	・ 冬休み明けの児童の状況確認と必要に応じた教育相談の実施
2 月	・ 学級での話し合い活動（生活目標の見直し）
3 月	・ 記録の整理 ・ 進級する学年への引継ぎ情報の作成（１～５年） ・ 進学する学校への引継ぎ情報の作成（６年） ・ 春休みの生活について

※上記以外に、生徒指導上の出来事の確認を基本的に毎週行う。